

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成25年6月



イオンモール株式会社

この目論見書により行う株式44,618,540千円（見込額）の募集（一般募集）及び株式6,843,750千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年6月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年6月4日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成25年6月12日から平成25年6月18日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しに際して行われることのある海外市場における株式の販売に関し提出されるものです。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株数）、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.aeonmall.com/ir/index.html>）

（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定
売出価格 未定

イオンモール株式会社

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

目 次

頁

【表紙】

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	1

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】	2
2 【株式募集の方法及び条件】	3
3 【株式の引受け】	5
4 【新規発行による手取金の使途】	5

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第五部 【特別情報】

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	14
-----------------------------------	----

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	15
----------------------------	----

【表紙】

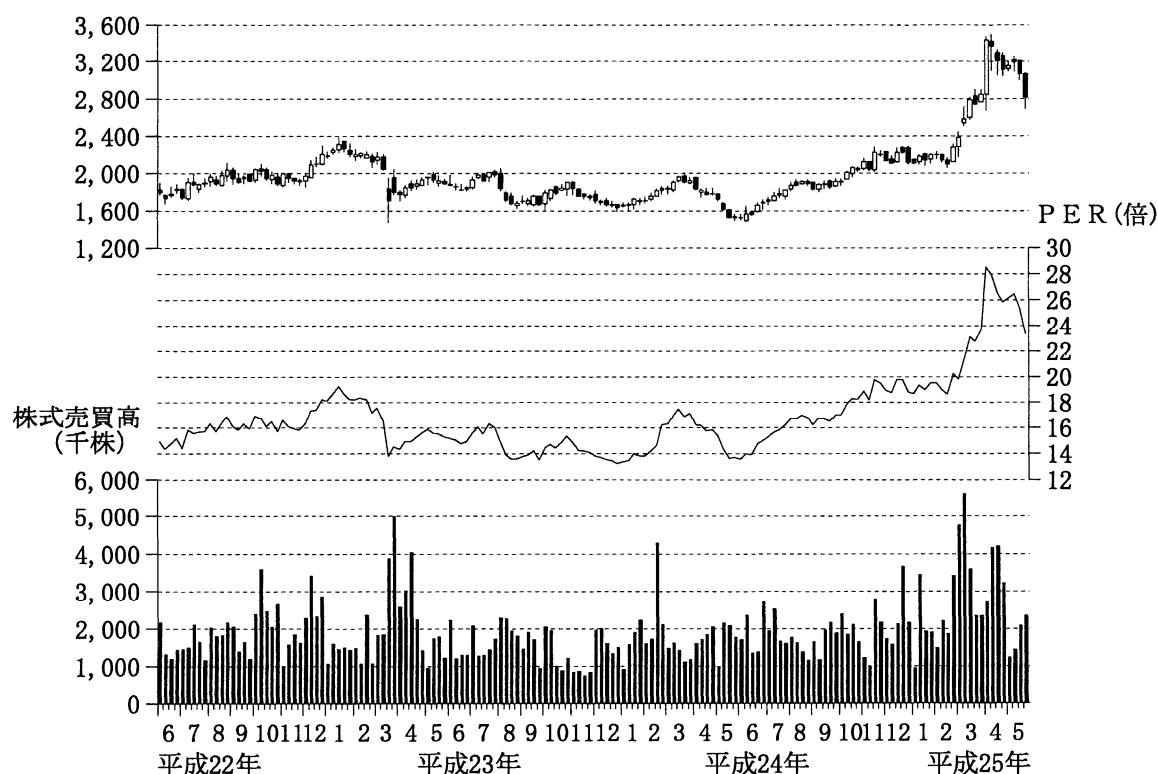
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月3日
【会社名】	イオンモール株式会社
【英訳名】	AEON Mall Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡崎 双一
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6450
【事務連絡者氏名】	専務取締役経本部長 千葉 清一
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6733
【事務連絡者氏名】	専務取締役経本部長 千葉 清一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 44,618,540,000円 オーバーアロットメントによる売出し 6,843,750,000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年5月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年5月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

[株価情報等]

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年5月31日から平成25年5月24日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株 価（円）



- (注) 1. ・株価のグラフ中の1本の野線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年5月31日から平成23年2月20日については、平成22年2月期有価証券報告書の平成22年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年2月21日から平成24年2月20日については、平成23年2月期有価証券報告書の平成23年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年2月21日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年3月1日から平成25年5月24日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年12月3日から平成25年5月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	17,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年6月3日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数17,000,000株は、平成25年6月3日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の募集株数23,500,000株（引受人の買取引受けの対象株数22,660,000株及び海外販売（以下に定義する。）に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数840,000株）の募集（以下「一般募集」という。）のうち、日本国内において販売される株数（以下「国内販売株数」という。）の固有価証券届出書提出日現在における見込数であります。一般募集においては、募集株数のうちの一部分が、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあり、海外販売株数は6,500,000株（海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数5,660,000株及び海外販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数840,000株）を見込んでおります。

なお、一般募集の募集株数のうち国内販売株数（新規発行株式の発行数）及び海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数は、一般募集（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成25年6月3日(月)付臨時報告書及び後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。

- 3 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から2,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 一般募集とは別に、平成25年6月3日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

- 5 一般募集及び本件第三者割当増資とは別に、平成25年6月3日(月)開催の取締役会において、平成25年8月1日(木)付をもって当社普通株式1株を1.1株に分割することを決議しております。

この株式の分割は、平成25年7月31日(水)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって分割するものであります。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを買受けし、その代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配いたします。

- 6 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年6月12日(水)から平成25年6月18日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	17,000,000株	44,618,540,000	22,309,270,000
計（総発行株式）	17,000,000株	44,618,540,000	22,309,270,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株数（新規発行株式の発行数）の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成25年6月3日(月)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年5月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成25年6月19日(水) 至 平成25年6月20日(木) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年6月25日(火) (注) 3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年6月12日(水)から平成25年6月18日(火)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株数）、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取引

受けの対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.aeonmall.com/ir/index.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年6月7日(金)から平成25年6月18日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月12日(水)から平成25年6月18日(火)までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成25年6月12日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年6月13日(木) 至 平成25年6月14日(金)」、払込期日は「平成25年6月19日(水)」
 - ② 発行価格等決定日が平成25年6月13日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年6月14日(金) 至 平成25年6月17日(月)」、払込期日は「平成25年6月20日(木)」
 - ③ 発行価格等決定日が平成25年6月14日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年6月17日(月) 至 平成25年6月18日(火)」、払込期日は「平成25年6月21日(金)」
 - ④ 発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年6月18日(火) 至 平成25年6月19日(水)」、払込期日は「平成25年6月24日(月)」
 - ⑤ 発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 - 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
 - 6 申込証拠金には、利息をつけません。
 - 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成25年6月12日(水)の場合、受渡期日は「平成25年6月20日(木)」
 - ② 発行価格等決定日が平成25年6月13日(木)の場合、受渡期日は「平成25年6月21日(金)」
 - ③ 発行価格等決定日が平成25年6月14日(金)の場合、受渡期日は「平成25年6月24日(月)」
 - ④ 発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、受渡期日は「平成25年6月25日(火)」
 - ⑤ 発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、受渡期日は「平成25年6月26日(水)」
- となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
メルリリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		
計	—	17,000,000株	—

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株数（新規発行株式の発行数）の見込数（引受株式数は未定）に係るものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
44,618,540,000	240,000,000	44,378,540,000

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額（発行価額の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株数（新規発行株式の発行数）の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成25年6月3日(月)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年5月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額44,378,540,000円については、海外販売の手取概算額上限16,965,030,000円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限6,526,550,000円と合わせ、手取概算額合計上限67,870,120,000円について、平成27年2月期末までに全額を新設店舗の設備資金に充当する予定であります。

当社は、国内及び海外においてモール開発を着実に進め、事業競争力の強化及び収益力のさらなる拡充を進めてまいります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第102期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載された当社の設備投資計画は、本有価証券届出書提出日現在（ただし、既支払額については平成25年2月28日現在）、以下のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類 別名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	賃貸収益 年間予定額 (百万円)	資金調達方法	投資予定金額		着工及び完成	
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着工	完成
イオンモール 春日部 (埼玉県春日 部市)	モール事業	モール	83,000	2,910	借入金、預り 保証金、自己 資金及び増資 資金(注)1等	20,091	5,355	平成24年3月	平成25年3月
イオンモール つくば (茨城県つく ば市)	モール事業	モール	200,000	2,873	借入金、預り 保証金、自己 資金及び増資 資金(注)1等	15,071	358	平成24年5月	平成25年3月
(仮称) イオンモール 東員 (三重県員弁 郡東員町)	モール事業	モール	140,000	2,225	借入金、預り 保証金、自己 資金及び増資 資金(注)1等	12,448	43	平成25年1月	平成25年11月
(仮称) イオンモール 幕張新都心 (千葉県千葉 市美浜区)	モール事業	モール	192,000	6,577	借入金、預り 保証金、自己 資金及び増資 資金(注)1等	50,484	6,254	平成25年1月	平成25年12月
(仮称) イオンモール 和歌山 (和歌山県和 歌山市)	モール事業	モール	155,000	3,298	借入金、預り 保証金、自己 資金及び増資 資金(注)1等	25,153	7,052	平成24年12月	平成26年春
(仮称) イオンモール 木更津 (千葉県木更 津市)	モール事業	モール	283,500	2,855	借入金、預り 保証金、自己 資金等	16,015	19	平成25年下期	平成26年秋

(注) 1 「増資資金」は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金であります。

2 金額には消費税等を含んでおりません。

3 上記投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,500,000株	6,843,750,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株数）、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.aeonmall.com/ir/index.html>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年5月27日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成25年6月19日（水） 至 平成25年6月20日（木） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年6月26日（水）（※）であります。

※ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年6月3日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,500,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成25年7月12日（金）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年7月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期日 | 平成25年7月11日（木） |
| (6) 払込期日 | 平成25年7月12日（金） |

(7) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年6月12日(水)の場合、「平成25年6月15日(土)から平成25年7月5日(金)までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成25年6月13日(木)の場合、「平成25年6月18日(火)から平成25年7月5日(金)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年6月14日(金)の場合、「平成25年6月19日(水)から平成25年7月5日(金)までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、「平成25年6月20日(木)から平成25年7月5日(金)までの間」
- ⑤ 発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、「平成25年6月21日(金)から平成25年7月5日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるイオン株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 平成24年2月21日 至 平成25年2月28日）平成25年5月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月27日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____野で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

〔事業等のリスク〕

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。ただし、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）現在において当社グループが判断したものであります。

1. イオン株式会社及び同社の関係会社（以下「イオン」各社）との関係について

(1) イオン株式会社及び「イオン」各社との取引に業績が依存するリスク

当社グループの営業収益に対するイオンリテール株式会社の占める比率は平成25年2月期12.4%であり、イオンリテール株式会社以外の「イオン」各社の合計が占める比率は同11.6%であります。

モールの開発においては、集客力のある核テナントの役割は非常に重要であり、当社グループはイオン株式会社との緊密な関係を活かして、イオンリテール株式会社等が運営する総合スーパー「イオン」を核テナントとしております。今後、当社グループが開発するモールに関しても総合スーパー「イオン」が核テナントとなることが予想されます。

このように、当社グループとイオン株式会社及び「イオン」各社との関係は、当社グループがモールの開発を進める上で安定的に核テナントを誘致できるという面で有利な条件となっておりますが、イオン株式会社及び「イオン」各社の実績、出店方針、既存店の廃止方針等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業成長が人材確保に影響されるリスク

平成25年2月28日現在、当社グループ従業員1,042人の内、イオンリテール株式会社及び「イオン」各社からの受入出向者は121人ですが、当社グループの実務に専念しているため安定的な業務遂行に支障をきたす状況にはありません。

当社グループの主力事業であるモールの開発・運営においては、特定の個人の多面的なノウハウが重要となる傾向があるため、現状ではイオンリテール株式会社からの経験豊富な出向者への依存度が高くなっております。

当社グループでは、社内での人材の育成に努めるとともに当社グループ独自の採用・研修活動を強化し、人材の確保に努める方針ですが、短期的にはイオンリテール株式会社からの出向者への依存が予想され、イオン株式会社の人事政策が、当社グループのモール事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資産売却の可能性について

当社は、イオンリート投資法人（平成24年11月設立。東京都千代田区所在）の資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社との間で平成25年5月28日付にて「情報提供に関する覚書」を締結し、かかる覚書に従い、当社が所有する複数の商業用不動産（又は当該不動産を信託する信託受益権）（帳簿価格合計金65,466百万円（平成25年2月28日現在））のイオンリート投資法人への売却を検討中です。かかる売却が実施された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、かかる売却の実施の有無、実施される場合の時期、売却対象及び売却条件について本有価証券届出書提出日現在、何ら決定された事実はありません。

2. 法的規制について

(1) 都市計画法及び大規模小売店舗立地法（以下 大店立地法）の規制について

当社が行うモールの開発・運営事業は、大店立地法等による規制を受けております。大店立地法では、売場面積が1,000㎡を超えることとなる新規出店及び増床について、都市計画、交通、地域環境等の観点から地方自治体による規制が行われるものです。また、都市計画法にて平成19年11月より1万㎡を超える大型店の出店できる地域が、同法で定められた商業地域等3つの用途地域に制限されております。このため、当社の今後の出店計画はこうした法的規制による影響を受ける可能性があります。

(2) 不動産関連税制の変更について

不動産関連税制が変更された場合には、保有資産、取得・売却時のコストが増加し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業関連について

(1) モール開発に要する期間について

モールの開発は、市場調査、用地選定、用地確保に向けた地権者との交渉から法的手続、店舗建築、テナント募集を経て開店に至るため長期間を要します。開発が計画通りに進捗しない場合、あるいは計画が中断するような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 建物の毀損、焼失、劣化等のリスク

当社グループが運営するモールが火災、地震等で毀損、焼失あるいは劣化することにより、モールの運営に支障をきたす可能性があります。当社グループは現在運営する全モールを対象とする火災保険及び火災水害等大規模災害罹災時の喪失賃料等を補償する利益保険に加入しておりますが、地震保険については、大規模施設であることから経済合理的な条件で引受けを行う保険会社が存在しないこと等から、その地震による物理的損害の全額が補償されるまでの地震保険には加入しておりません。従って、地震によりＳＣ建造物に対して毀損、焼失、劣化等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 情報システム停止リスク

当社グループの事業活動における情報システムの重要性は非常に高まっており、これまでデータセンターへのサーバー集約、サーバーやネットワークの多重化、セキュリティの高度化など、システムやデータの保護に努めてまいりましたが、大規模地震等の自然災害などによりデータセンターが被災し情報システムに障害が生じた場合、事業活動の継続に支障をきたす事態が想定され、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このリスク回避を図るべく、平成25年２月期にバックアップセンターとして西日本エリアに第２データセンターの開設、稼働を開始しております。このデータセンターの２重化により、仮に一方のセンターが被災、システム停止となっても、もう一方のセンターで情報システムを安定稼働させる体制を構築することで、当社グループで現在運用中のＢＣＰ（事業継続計画）を更に強化し、被災時の事業活動への影響の極小化を図ってまいります。

(4) 工場用地であった開発地域の環境汚染について

当社グループでは、工場用地であった土地を開発するケースがあります。環境調査を行い、環境汚染物が発見された場合、契約上、売買の場合では売り主、賃貸の場合には土地所有者負担で汚染物を除去しております。しかしながら、新たに汚染物が発見された場合には、モールの開発スピードが遅れること等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 開発用地の利用可能性に関するリスク

当社グループの事業の成長は、継続的に新たなモールを開発することに依存しております。モールの開発対象となるような大規模開発案件の供給が減少した場合には、当社グループのモール開発のスピードが減速する可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

顧客個人情報の管理については、社内規定及び管理マニュアルに基づくルールの厳格な運用と従業員教育の徹底を図っておりますが、不測の事故または事件によって個人情報が外部に流出した場合には、当社グループの信用低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外での事業展開について

当社グループは、事業戦略の一環として、今後、中国・アセアンを中心とした海外市場におけるモール事業の展開をめざしております。海外における事業活動は、経済の動向や為替相場の変動に加えて、投資、貿易、競争、税及び為替等に関する法的規制の変更、商慣習の相違、労使関係並びにその他の政治的・社会的要因により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 他社との競合によるリスク

他の不動産ディベロッパー、総合小売業との競争の激化により、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(9) 経済情勢の動向によるリスク

当社グループが所有・運営するモールの主要テナントは小売・サービス企業であり、その需要は景気・個人消費の動向に影響を受けやすい傾向にあることから、将来において、我が国の経済情勢が悪化した場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼし、また所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

4. 財務関連について

(1) 金利情勢による業績変動について

当社グループは、これまで金融機関等からの資金調達を行うにあたり、固定金利での借入促進を図っており、平成25年2月28日における連結ベースでの社債を含む借入金残高2,201億4千6百万円の内、71.1%に当たる1,566億2千9百万円が固定金利となっております。金利が上昇した場合には、変動金利借入利息、借換時における資金調達、新たな開発資金調達のコスト増加により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金調達について

当社グループは、成長戦略等に基づくモール開発のために、追加的な債務を負担する場合や増資を実施する場合があります。しかしながら、全般的な市況及び景気の後退や当社グループの信用力の低下、事業見通しの悪化等の要因により、適時に当社グループの望む条件にて資金調達ができない可能性があります。また、全く資金調達ができない可能性もあります。

(3) 減損会計の影響に係るリスク

平成14年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という。）に基づき減損会計基準が適用されております。各事業所ごとの営業損益の赤字化、土地の市場価格の著しい悪化、テナント退店による遊休化、経営環境の著しい悪化等が発生した場合において、減損損失が発生し、当社グループの財務状況や業績に影響が出る可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イオンモール株式会社本店
（千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	イオンモール株式会社		
代表者の役職氏名	代表取締役社長	岡崎	双一

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

364,706百万円

(参考)

(平成23年1月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,149円	× 181,134,407株	= 389,257百万円

(平成24年1月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,686円	× 181,145,907株	= 305,411百万円

(平成25年1月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,205円	× 181,156,907株	= 399,450百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

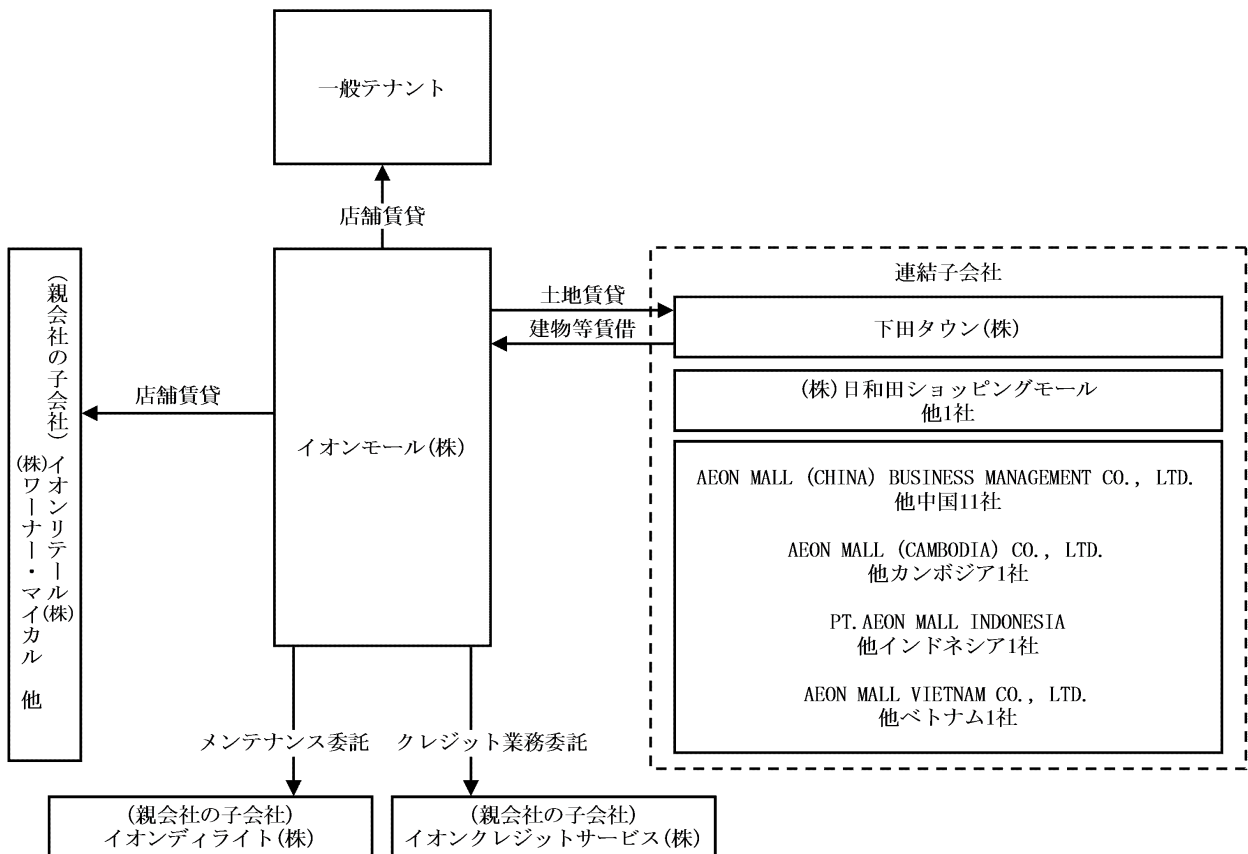
1 事業内容の概要

当社グループは、イオン株式会社を親会社とする当社及び連結子会社21社（下田タウン株式会社、株式会社日和田ショッピングモール他1社、AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、他中国11社、カンボジア2社、ベトナム2社、インドネシア2社）で構成され、当社はモール事業を行っております。連結子会社21社もモール事業を行っております。（平成25年2月28日現在）

当社は、イオンのディベロッパー事業の中核として位置づけられており、一般テナントのほか総合小売業を営むイオンリテール株式会社及びイオングループ各社に対して当社モールの店舗を賃貸しております。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報は省略しております。

当社及び関係会社の事業に関わる位置づけは、以下のとおりであります。



2 主要な経営指標等の推移

回次	第 9 8 期	第 9 9 期	第 1 0 0 期	第 1 0 1 期	第 1 0 2 期
決算年月	平成21年 2 月	平成22年 2 月	平成23年 2 月	平成24年 2 月	平成25年 2 月
(1) 連結経営指標等					
営業収益 (百万円)	130,813	138,942	145,117	150,886	161,427
経常利益 (百万円)	37,006	36,195	38,224	39,048	39,784
当期純利益 (百万円)	21,390	21,809	22,379	20,355	21,865
包括利益 (百万円)	—	—	—	20,453	25,408
純資産額 (百万円)	140,503	158,816	177,617	194,474	217,776
総資産額 (百万円)	466,718	503,546	517,218	543,761	630,887
1株当たり純資産額 (円)	772.90	873.45	976.65	1,069.25	1,187.14
1株当たり当期純利益 (円)	118.09	120.41	123.55	112.37	120.70
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	118.08	120.38	123.51	112.33	120.65
自己資本比率 (%)	30.0	31.4	34.2	35.6	34.1
自己資本利益率 (%)	16.3	14.6	13.4	11.0	10.7
株価収益率 (倍)	10.1	13.3	17.8	16.4	19.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,655	72,001	53,007	23,248	63,226
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△63,908	△75,877	△35,907	△68,323	△69,751
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,180	37,687	△27,315	25,889	35,493
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	4,092	37,898	27,631	8,440	39,292
従業員数 (人)	560	646	685	804	1,042
(外、平均臨時雇用者数)	(305)	(325)	(352)	(402)	(493)

回次	第 9 8 期	第 9 9 期	第 1 0 0 期	第 1 0 1 期	第 1 0 2 期
決算年月	平成21年 2 月	平成22年 2 月	平成23年 2 月	平成24年 2 月	平成25年 2 月
(2) 提出会社の経営指標等					
営業収益 (百万円)	131, 107	139, 208	145, 134	150, 098	159, 685
経常利益 (百万円)	36, 445	35, 872	37, 990	39, 714	41, 077
当期純利益 (百万円)	20, 612	21, 727	23, 577	21, 255	21, 702
資本金 (百万円)	16, 662	16, 666	16, 670	16, 683	16, 691
発行済株式総数 (千株)	181, 127	181, 130	181, 134	181, 148	181, 156
純資産額 (百万円)	138, 536	156, 705	176, 730	194, 433	212, 248
総資産額 (百万円)	463, 874	500, 835	515, 437	541, 451	617, 648
1 株当たり純資産額 (円)	764. 58	864. 73	975. 09	1, 072. 70	1, 170. 91
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	20. 00 (10. 00)	20. 00 (10. 00)	20. 00 (10. 00)	21. 00 (10. 00)	22. 00 (11. 00)
1 株当たり当期純利益 (円)	113. 80	119. 95	130. 17	117. 34	119. 81
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	113. 79	119. 93	130. 12	117. 30	119. 75
自己資本比率 (%)	29. 9	31. 3	34. 3	35. 9	34. 2
自己資本利益率 (%)	15. 9	14. 7	14. 2	11. 5	10. 7
株価収益率 (倍)	10. 5	13. 4	16. 9	15. 7	19. 2
配当性向 (%)	17. 6	16. 7	15. 4	17. 9	18. 4
従業員数 (人)	549	579	592	665	782
(外、平均臨時雇用者数)	(304)	(325)	(352)	(402)	(482)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第102期は、決算期変更により平成24年 2 月21日から平成25年 2 月28日までの12ヶ月と 8 日間となっております。

